

費用

(1) 利用料 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

居宅介護支援…要介護1・2の場合：10,530円/月

要介護3～5の場合：13,680円/月

(2) 加算

内 容	金額/月	説 明
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成した場合、もしくは要介護度状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,000円	利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500円	入院・入所期間を経た後の退院・退所に当って、入所施設等との連携を図った場合（入院等期間中に1回まで算定可）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000円	
ターミナル ケアマネジメント加算	4,000円	
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000円	病院及び診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスの調整を行った場合（1月に2回を限度として算定可）
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円	指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、利用者に関する必要な情報を提供した場合
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円	指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、利用者に関する必要な情報を提供した場合
中山間地等に居住する者へのサービス提供加算	基本部分の5%	運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者にサービスを提供した場合
特定事業所加算（Ⅰ）	5,000円	人材要件及び体制要件等が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行った事業所
特定事業所加算（Ⅱ）	4,000円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,000円	
特定事業所加算（Ⅳ）	1,250円	

(3) その他の費用

内 容	金 額	説 明
本契約の解約料	1,000 円	解約の申し出により、直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。
申請代行料	無 料	要介護認定の申請代行に係る費用については無料です。
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録をご利用者に交付する場合には、コピー料金等の実費負担が必要となります。